

別冊 2 法第32条協議関係

1 法第 32 条協議の同意協議機関

同意及び協議先の機関は次のとおり。協議先により受付方法が異なる。

担当職員が不在することも多く、事前に電話での確認・予約が望ましい。

公共施設等	協議先		協議書等の提出先
市道 (旧市内) (旧市内) (旧四町)	市役所本庁舎 (10F)	路政課	都市計画課が窓口
	市役所本庁舎 (10F)	道路整備課	
	公園土木管理事務所		
	各総合支所	環境建設課	
市水路・河川 (旧市内) (旧市内) (旧四町)	市役所本庁舎 (10F)	路政課	
	市役所本庁舎 (10F)	河川課	
	公園土木管理事務所		
	各総合支所	環境建設課	
農業用水路 ※	市役所本庁舎 (15F)	農村森林整備課	
公園	公園土木管理事務所		
県道・県河川	久留米県土整備事務所	用地課 (管理係)	同左
国道	福岡国道事務所	上津維持出張所	
下水道	久留米市企業局	下水道整備課	
上水道	久留米市企業局	給排水設備課	
消防水利	消防署 (所在地の管轄署)	警防課	
埋蔵文化財	市役所本庁舎 (12F)	文化財保護課	

※ 別途水利権者との協議が必要です。

その他施設等	協議先		協議書等の提出先
ゴミ置き場	環境部庁舎	資源循環推進課	同左